

# 川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱

(平成18年5月31日18川水工管第73号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等その他やむを得ない事由により上下水道局において発注する緊急に施行する工事（以下「緊急工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(緊急工事)

第2条 この要綱において緊急工事とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害又は突発事故により水道施設及び下水道施設（以下「上下水道施設」という。）の機能が失われた場合において、水道の安定供給及び上下水道施設の機能確保のため、緊急の必要により競争入札に付することができないときに施行する次の各号に掲げる工事をいう。

- (1) 取水所、浄水場、配水所、ポンプ場、処理場その他これらに類する施設の電気設備、機械設備及び計装設備の修繕工事
- (2) 取水所、浄水場、配水所、ポンプ場、処理場その他これらに類する施設の建物及び土木構造物の修繕工事
- (3) 導水管、送水管、配水管、下水管及びこれらに属する構造物の漏水等に伴う修繕工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水道の安定供給及び上下水道施設の機能確保のため上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める工事

(業者選定)

第3条 川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号。）第1条に掲げる課、これに相当する組織及び管理者が指定する組織（以

下「所管課」という。)のうち、前条各号に規定する施設を所管する組織の長(以下「所管課長」という。)は、緊急工事を施行する必要が生じたときは、財務課担当課長と業者の選定について協議するものとする。この場合において、業者は、次の要件に該当するものでなければならない。

(1) 川崎市上下水道局競争入札の参加資格に関する規程(昭和51年川崎市水道局規程第4号)に定める有資格業者であること。

(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があること。

2 前項後段の場合において、工事の性質上これにより難しいときは、この限りでない。

(緊急工事施行書)

第4条 所管課長は、前条に規定する業者の選定後、緊急工事施行書(第1号様式)により、管理者の決裁を得るものとする。

(随意契約の締結等)

第5条 緊急工事施行書の決裁後、財務課担当課長は、第3条で選定した業者を随意契約の相手方と決定する。

2 所管課長は、契約の相手方と決定した業者(以下「請負業者」という。)に対して緊急工事発注書(第2号様式)をもって緊急工事の施行を依頼し、請負業者から緊急工事施行請書(第3号様式)を提出させるものとする。

(監督業務等の依頼)

第6条 所管課長は、請負業者から緊急工事施行請書の提出があったときは、速やかに緊急工事施行書、緊急工事発注書の写し及び緊急工事施行請書を第2条各号に規定する修繕工事を担当する組織の長(以下「工事担当課長」という。)に送付し、監督業務等を依頼するものとする。

(設計書等の作成)

第7条 工事担当課長は、前条の規定により送付された文書を受領したときは、別に定める積算基準、単価表その他の資料に基づき、速やかに工事費の積算を行い、設計書等を作成するものとする。

(予定価格の決定)

第8条 財務課担当課長は、前条の設計書等によって予定価格を決定する。

(見積書の徴収)

第9条 財務課担当課長は、契約金額の合意のため、請負業者から見積書を徴する。

(契約金額の決定等)

第10条 財務課担当課長は、前条の規定により徴した見積書の額が第8条の予定価格以下のときは、当該見積書の額において契約金額を決定する。

2 管理者及び請負業者は、前項の契約金額について、合意書（第4号様式）を締結する。

(監督及び検査)

第11条 緊急工事に係る監督及び検査の実施については、川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年川崎市水道局規程第23号）及び川崎市上下水道局請負工事検査規程（昭和47年川崎市水道局規程第24号）に基づき行うものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めのない事項については、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号。）及び関係法令によるほか、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日20川水工計第1176号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水工計第1363号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24川上総契第1264号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月31日2川上経管第796号）

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月10日6川上総管財第2205号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。